

社会福祉法人かえつ福祉会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人かえつ会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、無報酬とする。

(理事会及び評議員会の出席等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、理事・監事・評議員等役員及び委員の旅費規程に基づき支給する。

2 役員が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、理事・監事・評議員等役員及び委員の旅費規程に基づき支給、又は実費弁償を行うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程に基づき支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2 第1 項第2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月13日より適用する。

平成29年11月21日付で一部改正の上、施行する。